

南箕輪村地球温暖化対策実行計画

(事務事業編) の概要

1. 計画策定の趣旨

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、南箕輪村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2. 計画の期間

令和8年度（2026）～令和12年度（2030）までの5年間

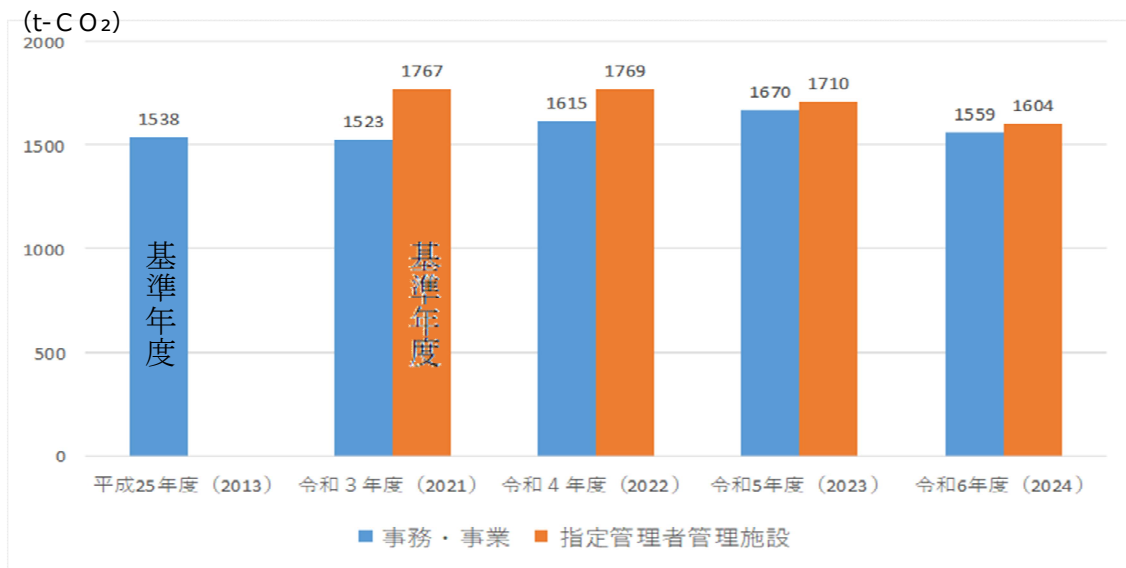
3. 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類とします。

4. 村の現状と課題

(1) 現状

過去からの推移を見ると、近年は増加傾向にあります。



南箕輪村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

・増加要因

人口増加に伴う保育園、小学校の増築やこども館の新築によるエネルギー使用量の増加。

・減少要因

照明のLED化による電気使用量、公用車のEV化によるガソリン等燃料使用量の削減による減少。

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

南箕輪村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を施設等別に示します。

① 保育園・学校

保育園、小・中学校でのエアコン利用など、新たな電気の需要が発生しており、CO₂排出量が増加しています。熱中症対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されます。省エネルギー対策等により、電気の利用に伴うCO₂排出量を減少させるための取り組みが必要です。

② 公用車

公用車の更新に当たっては、電動車へ代替することでCO₂排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を減らすような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

5. 削減目標

(1) 目標設定の考え方

2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、南箕輪村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

なお、指定管理者管理施設については「温室効果ガス総排出量」の算定データが令和3年度(2021)のため、基準年度を2021年度とします。

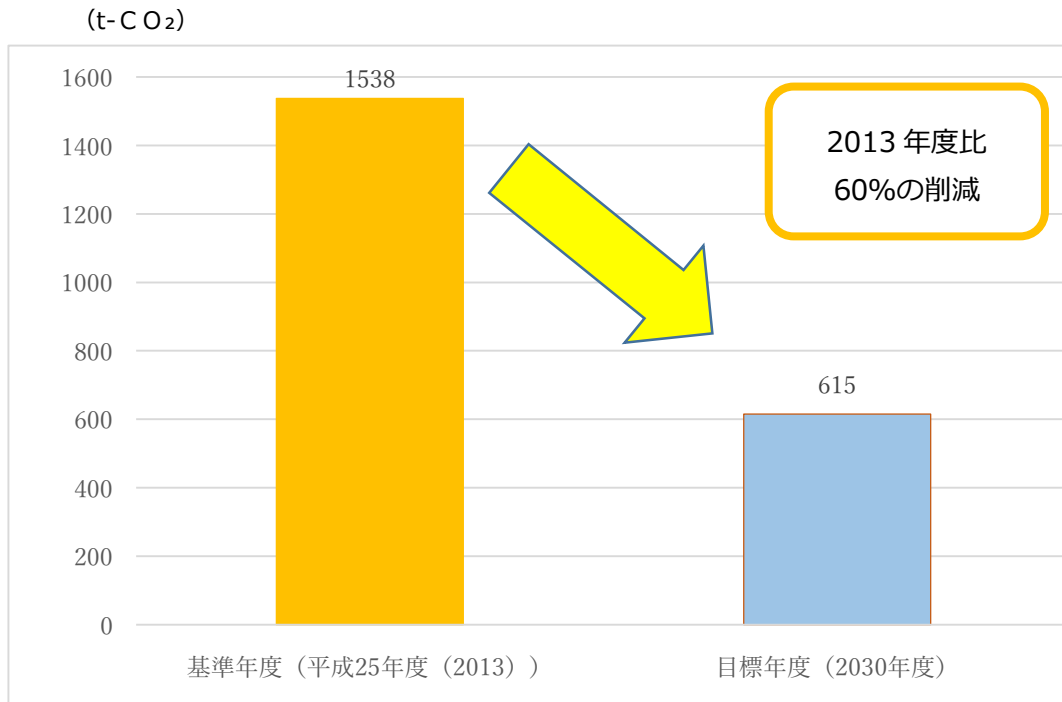
(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度(2030年度)に、基準年度平成25年度(2013)比で60%削減することを目標とします。(指定管理者管理施設を除く)

また、指定管理者管理施設については、基準年度令和3年度(2021)比で31%削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標（指定管理者管理施設を除く）

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	1,538t-CO ₂	615t-CO ₂
削減率	—	60%



温室効果ガスの削減目標（指定管理者管理施設を除く）

温室効果ガスの削減目標（指定管理者管理施設）

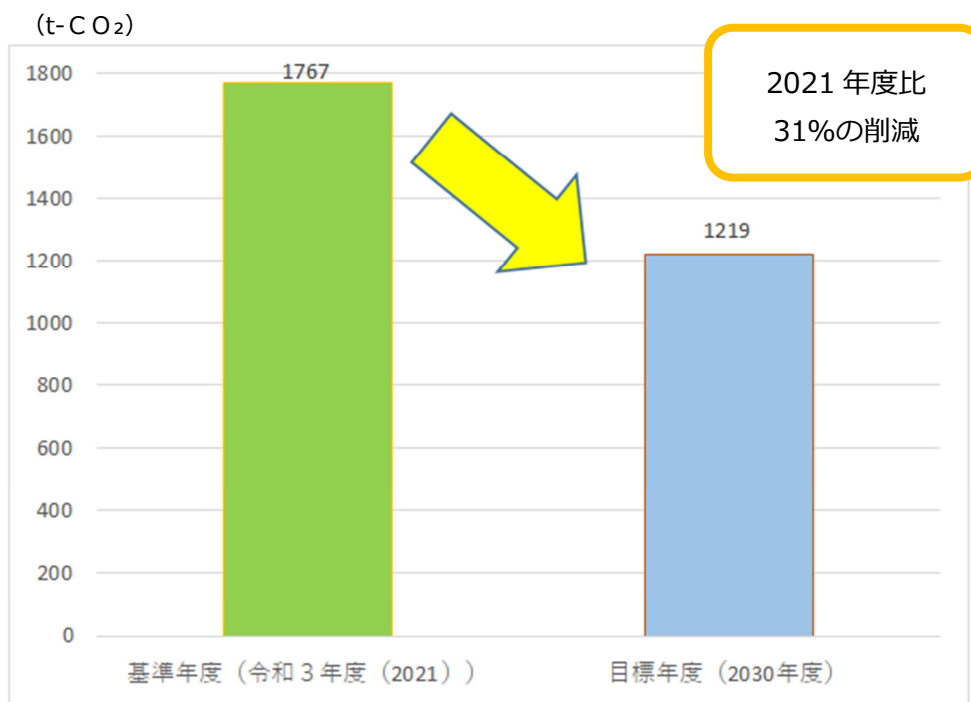
項目	基準年度（2021年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	1,767t-CO ₂	1219t-CO ₂
削減率	—	31%（※）

※令和7年3月 環境省 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル
政府実行計画に準じた計算式より算定

$60\% \div (2030\text{年}-2013\text{年}) = \text{約 } 3.5\%/\text{年の削減ペース}$

2030年-2021年=9年より、目標年度まで残り9年間のため

$3.5\%/\text{年} \times 9\text{年} = \text{約 } 31\%$ （2021年度比31%減）



温室効果ガスの削減目標（指定管理者管理施設）

6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出を抑制するため、電気使用量・燃料使用量（灯油、液化石油ガス（LPG）、ガソリン等）の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

目標を達成するため、次の項目について重点的な取組として位置付けます。

①重点的な取り組み

措置	目標
省エネルギー対策	公共施設の断熱改修を行うとともに、新築する際は可能な限りZEB化を検討する。
	公共施設においてLED照明、高効率給湯器、ガス調理設備等のIH化等の高効率機器を導入する。
	公用車の利用を極力減らすとともに、公用車利用時はエコドライブを徹底する。
	県の「スマートムーブ通勤」への参加と実践を行う。
再生可能エネルギーの導入	太陽光発電設備の導入に努める。
	熱利用の多い公共施設において太陽熱の利用可能性を調査・検討する。
	ペレットストーブ・ボイラーや薪ストーブ・ボイラーを導入に努める。
	公共施設において、地中熱を利用した空調設備の利用可能性を調査・検討する。
脱炭素化	公用車の電動車（EV）等次世代自動車の導入に努める。
	充電ステーションの設置を推進する。
	事業系ごみの減量化、古紙等の再資源化を徹底する。
	間伐・更新伐・再造林等の森林整備を行い、森林が持つ二酸化炭素の吸収力を高める

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、副村長を委員長とする「南箕輪村地球温暖化対策推進委員会」を設けます。

① 南箕輪村地球温暖化対策推進委員会

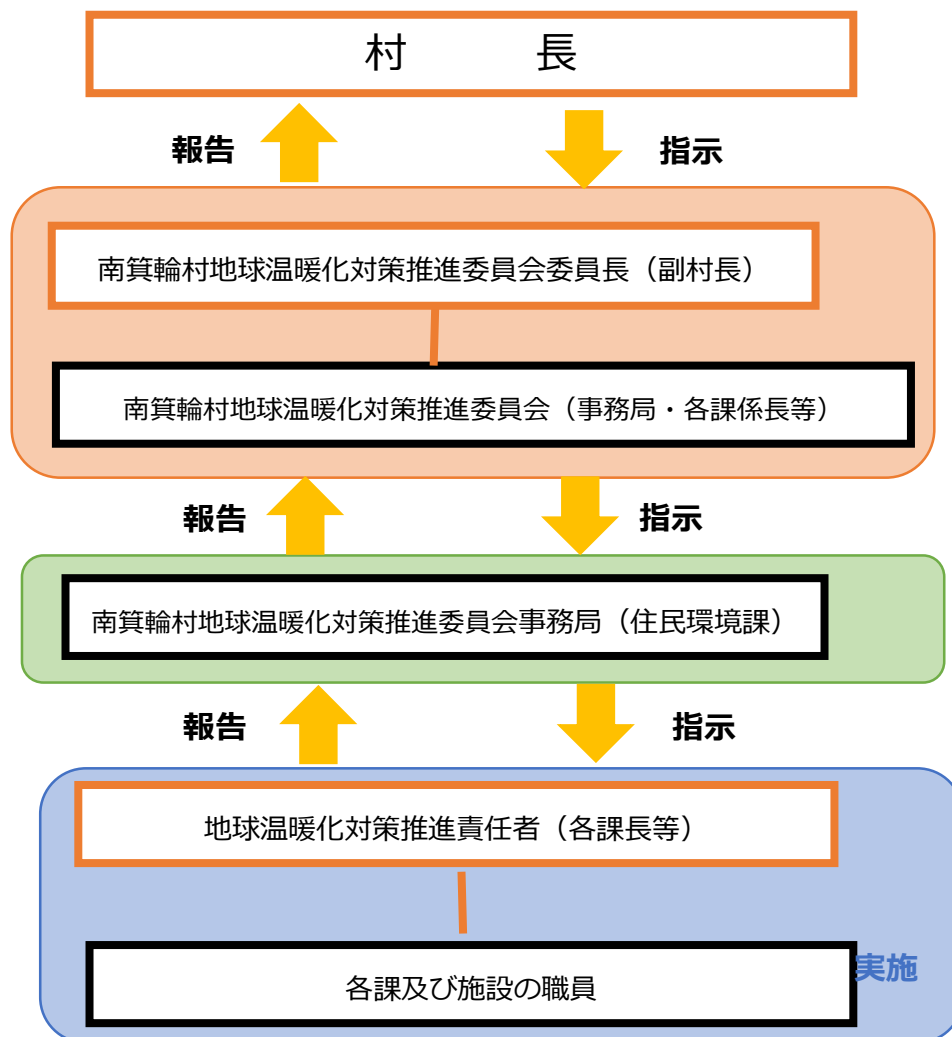
副村長を委員長とし、住民環境課長、係長及びこれらに相当する職にある者のうちから村長が指名した者で構成します。本計画の推進状況の報告を受け、取組方針に関すること、各部署から報告された事項の検討及び調整を行います。また、本計画の改定・見直しに関する協議を行います。

② 南箕輪村地球温暖化対策推進委員会事務局

住民環境課を事務局とし、住民環境課職員で構成します。事務局は、委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握し、委員会並びに職員に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。



(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

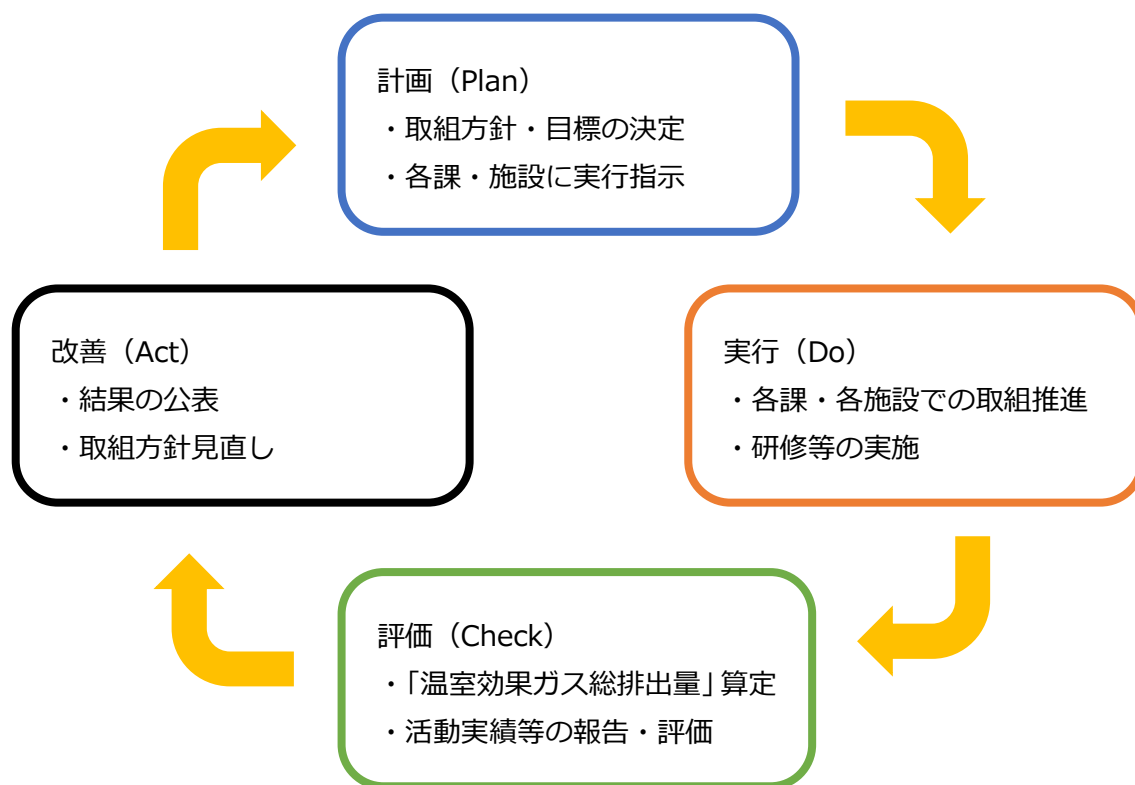
① 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して南箕輪村地球温暖化対策推進委員会に報告します。委員会は必要に応じて進捗状況の点検・評価を行い、本計画の取組の方針を決定します。

また、各課等がエネルギー使用量、職員行動を把握します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

委員会は必要に応じて進捗状況を確認・評価し、必要がある場合には、本計画の改定を行います。



PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、南箕輪村ウェブサイト等で毎年公表します。